

答 申

1 審査会の結論

諮問第115号案件「30世教指第471号一式」及び「31世教指第506号一式」について、一部開示決定とした文書のうち、別表に指定する部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和元年11月21日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区教育委員会に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「30世教指第471号一式及び31世教指第506号一式」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区教育委員会が令和元年8月9日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の一部の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおり要約される。

- ① 事故発生後、管理職及び世田谷区教育委員会が迅速かつ適切な対応を取ったかどうかを確認したい。
- ② 当時より、〇〇にも関わらず、事故報告書の作成に時間がかかったこと及び世田谷区教育委員会が校長に対して催促を怠った理由については、説明責任を果たすべきであると考ええる。

そのためには、被害生徒と家族、通報者など個人情報を除いて、特に対応月日については開示すべきである。対応月日の開示は、行政の公正・適正な運営に支障を生じさせる要因になると実施機関は主張しているが、それは公正・適正な運営が行われていた場合の話であり、今回のように、遅延が発生している件に関しては、その月日を明らかにすることが重要であり、同じようなことの再発防止に繋がると思われる。

- ③ 月日を開示できないのであれば、他の方法で、管理職及び世田谷区教育委員会の対応が遅れた具体的な理由について説明責任を果たして欲しい。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分のうち、審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

(1) 条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定している。

そして、同条第2号は、「非開示情報」として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(2) これを本件処分についてみると、本件非開示部分には、特定の区立学校における教職員の服務事故に関する事故者の氏名、事故発生後の対応月日、事故発生場所等が記載されている。

まず、事故者の氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

次に、事故発生後の対応月日、事故発生場所等については、特定の区立学校の授業時間や時間割、校舎の配置や学級数等を類推することができ、学校の特定につながるおそれがあり、学校を特定された場合には、少規模校等の場合は個人の特定にもつながるおそれがある。また、本件服務事故に関する情報は、非常に機微な情報であるため、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできない場合であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(3) また、請求人は、事故後の対応がどのようなものであったのかについて知りたいという理由で本件非開示部分の開示を求めている。確かに、行政情報の開示制度は、区民の「知る権利」を保障するとともに、区が区政に関し区民に説明する責務を全うすることを目的とするものであるから、前述した条例第7条のとおり、行政情報は開示を原則とするものである。

しかしながら、「知る権利」を保障するという理念にあっても、区が保有する行政情報の中には、公にすることにより、個人のプライバシーや企業の利益を侵害したり、行政の公正・適正な運営に支障が生じ、ひいては区民全体の利益を損なうことになるもの等があり、例外的に非開示とせざるを得ないものもある。

本件非開示部分は、上記(2)のとおり条例第7条第2号の非開示情報に該当するとして、開示しないと判断されたものであるから、請求人の主張に理由はない。

(4) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「平成30年8月3日付起案30世教指第471号「教職員の服務事故について（報告）」一式」及び「令和元年7月12日付起案31世教指第506号「貴教育委員会教職員に関する指導等について（依頼）」一式」

の2点と認められる。

審査請求書によれば、請求人は、上記対象文書のうち、「平成30年8月3日付起案30世教指第471号「教職員の服務事故について（報告）」一式」に対して行った実施機関の本件処分の非開示部分の一部の取消しを求めていることから、本件審査請求対象文書は、「平成30年8月3日付起案30世教指第471号「教職員の服務事故について（報告）」一式」と認められる。このうち、請求人が本件処分の非開示部分の一部の取消しを求めている部分は、特定の区立学校における教職員の服務事故に関する事故者の氏名、事故発生後の対応月日等であり、実施機関は当該部分を条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するとして本件処分を行っている。

よって、当審査会は、本件審査請求対象文書に係る本件非開示部分が条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するか否か、以下のとおり判断する。

## （2）条例第7条第2号の該当性について

本件審査請求対象文書を当審査会が見分したところ、本件非開示部分の一部には、事故者の氏名が記載されていることを確認した。当該部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、同号に該当すると認められる。

次に、本件非開示部分の一部には、事故者の職層、事故発生後の対応月日、事故発生場所等が記載されていることを確認した。当該部分のうち、事故発生後の対応月日及び事故発生場所を除く部分については、開示する場合、他の情報と合わせるにより事故者や関係者が特定され得るおそれがあることから、特定の個人が識別され得る情報であり、そうでない場合であっても、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号に該当すると認められる。

一方、事故発生後の対応月日として非開示にされている部分には、事故発生後の実施機関による実施機関内部の連絡調整及び東京都教育委員会への報告等が行われた月日が各々記載されていることを確認した。しかし、当該部分はすべて事故発生月日と同日ではない。事故発生月日と同日でなければ、当該部分から事故発生月日を推知し、それらから事故者や関係者を特定することは容易であるとはいえない。よって、事故発生後の対応月日の部分は、同号に該当しないため、開示すべきである。

また、事故発生場所として非開示にされている部分には、本件事故が発生した学校名及び場所が記載されている。当該部分のうち、学校名及び当該学校に特有の教室名については、開示することにより事故者や関係者が特定され得るおそれがあることから、特定の個人が識別され得る情報であり、同号に該当すると認められる。しかし、当該部分のうち、学校に特有の場所ではなく、様々な学校において一般的に存在する教室等については、その部分の記載のみをもって当該学校を識別し得るとは言い難い。よって、事故発生場所のうち、学校名及び当該学校に特有の教室名を除く部分については、同号に該当しないため、開示すべきである。

以上のとおり、本件非開示部分の一部を条例第7条第2号に該当するとして本件処分を行った実施機関の判断は妥当であるが、別表の部分については、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

別表

文書名	開示すべき部分
平成30年8月3日付起案 30世教指第471号「教 職員の服務事故について (報告)」一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生後の対応月日の部分</li> <li>・ 事故発生場所のうち、学校名及び当該学校に特有の教室名を除く部分</li> </ul>

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和2年3月23日	(諮問第115号) ・ 審査庁(世田谷区教育委員会)から諮問を受けた。
令和2年6月11日	(令和2年度第1回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和2年7月27日	(令和2年度第2回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和2年10月19日	(令和2年度第3回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年11月16日	(令和2年度第4回審査会) ・ 請求人から意見の陳述を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年3月22日	(令和2年度第7回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年3月22日	(答申第115号) ・ 審査庁(世田谷区教育委員会)に答申した。